

永住権保持者の「帰化」を促すもの、妨げるもの： エルサルバドル系移民女性にとっての米国市民権

中 川 正 紀
中 川 智 彦

はじめに

私は、宣誓のうえ以下のことを断言する。これまで私が臣民や市民として属してきた外国の君主、実力者、国家や独立国を支持する一切の忠誠を完全に放棄すること、私は国内外の敵に対してアメリカ合衆国の憲法や諸法を擁護するつもりであること、私は上記のものに対する心からの信念と忠誠を持つつもりであること、法の要請があれば合衆国のために武器を持って戦うつもりであること、法の要請があれば合衆国軍の非戦闘員として働くつもりであること、法の要請があれば文民の指揮のもとに国家にとって重要な任務を遂行するつもりであること、そしていかなる心中留保や言い逃れの意図なく以上の義務を負うつもりであること。以上、神に誓う。(筆者訳)⁽¹⁾

これは、米国市民権取得手続きの最終段階である宣誓式への参列の際に、新たに米国市民となる者が読み上げる「忠誠の誓い (Pledge of Allegiance)」の全文である。これにより、アメリカ合衆国政府への忠誠を誓うが、同時に出身国政府へのこれまでの忠誠を放棄することを宣誓しなくてはならず、こうしたことが一部の永住権保持者の「帰化」⁽²⁾への意欲を損なう恐れがあると指摘する研究もある。それにしても、エルサルバドルをはじめとする二重国籍を国民に認める国々からの移民の場合、それはどうなのであろうか。

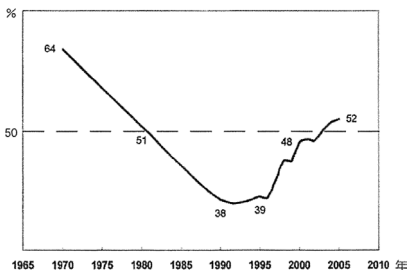
米国では、1990年代頃から「帰化」による市民権取得者の増加が著しい。1991年から2013年にかけて、1,300万人近くが市民権の取得により米国民の一員となった。それは米国生まれを含めたその時期の米国人口の増加分の14%近くを占めたに過ぎないが、L. DeSipioらは、米国全体の出生率は下がる傾向に

あるものの、移民入国者数は多い状態を保っているため、今後、米国全体の増加人口に占める「帰化」移民の割合は、移民政策が大幅に変わらない限り、増える見込みであるとしている⁽³⁾。

世論調査機関、Pew Research Center (PRC) によれば、2015年には、米国市民権を申請する資格（5年以上の在住経験を持つか、米国市民と結婚し3～5年の在住経験を持つ成人永住権保持者）のある移民930万人のうち、メキシコ出身者が最多の350万人で37.6%を占めていた。市民権申請有資格者の「帰化」率は時とともに変化してきており、1995年にはメキシコ系の該当者の20%が「帰化」したのに対し、メキシコ系以外が54%となっており、34%の開きがあった。ところが、1990年代後半にはメキシコ系の「帰化」率の増加傾向が他の移民を上回る勢いとなった。結果、2000年にはメキシコ系と非メキシコ系の率の差が27%と過去最低となった。その後、2005～2010年にはメキシコ系の「帰化」率の増加傾向は非メキシコ系よりも緩やかとなったが、転じて2011～2015年には再び、メキシコ系の率の増加傾向が他を上回ることとなった。2015年には、メキシコ系の「帰化」率は42%である一方、非メキシコ系は74%と、その差は32%であった。（表2）

元来、メキシコをはじめとするラテンアメリカ諸国出身の移民は、永住権は

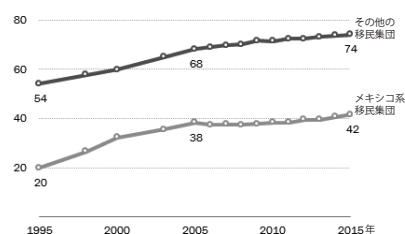
表1 外国生まれ人口（「非合法」移民を除く）全体に占める「帰化」市民の割合（%）の変化、1970-2005年



Source: Pew Hispanic Center tabulations of augmented March supplements to the Current Population Survey

(出所) Jeffrey S. Passel, "Growing Share of Immigrants Choosing Naturalization," Pew Hispanic Center, March 28, 2007, p.1, Figure 1, より抜粋。

表2 メキシコ系移民とその他の移民の「帰化」率、1995-2015年(米国市民になる資格を有する移民における「帰化」率:%)



(出所) Ana Gonzalez-Barrera, "Mexican Lawful Immigrants Among the Least Likely to Become U.S. Citizens: Among Mexicans, desire is high, but about half cite language, cost barriers," Pew Research Center, June 29, 2017, p.13, のグラフを抜粋。

取得しても、その後の米国市民権の取得率は低いと言われてきた。それには出身国別集団としての理由および個人的な理由として、様々な要因が挙げられるであろう。本稿ではエルサルバドル生まれの女性移民に着目して、そのインタビュー調査結果から得られたデータを基に、「帰化」の目的・理由およびその達成に時間がかかった理由、そしてそれらと彼女らが抱く将来的帰国希望と「真の棲家」と考える国（々）との間の相関関係について考察する。

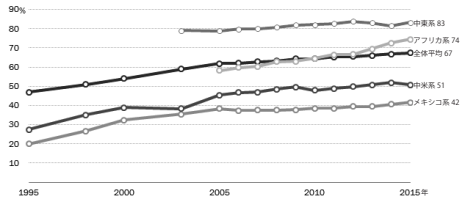
1. ラテンアメリカ系移民の「帰化」傾向とその理由

スペイン語圏のカリブ海諸国を含むラテンアメリカ諸国からの移民の米国への「帰化」の意志については、DeSipioらが1988年の「全米ラティーノ移民調査」(NLIS) および2006年の「ラティーノ全米調査」(LNS) のデータを用いて次のように結論づけている。

市民権を得る資格のあるラティーノの大半は、すでに「帰化」しているか、「帰化」の途上にある。資格があるにもかかわらず「帰化」の申請をまだ行っていない者の大多数には、申請しようとする意志はある。「帰化」の意志のない者が挙げる、申請しない理由には、手続き方法がわからないこと、法律によるこまごまとした規則や手順だらけの「帰化」のための必要条件が満たせないこと、が圧倒的に多数を占める⁽⁴⁾。

では、次に出身国・地域別による「帰化」傾向を見てみよう。表4は2005年における米国市民権申請資格のある移民についての「帰化」率を表したものである。ここに規則性を見い出そうとすると、米国に近い国々からの出身者の方が「帰化」率が低い傾向にあることが挙げられる。特に、メキシコ、中米諸国は最も低い。一方、表5は永住権取得から「帰化」までに要した平均年数を出身地域ごとに表したもので、2000年代初めは全体的に「帰化」がやや早まる傾向にあったが、それでもメキシコと中米諸国を含む「北アメリカおよびカリブ海地域」では他地域出身者と比較すると「帰化」に多少の年数がかかっているといえる。

表3 メキシコ系移民集団とその他の移民集団の出身地域別の「帰化」率、1995-2015年(米国市民になる資格を有する移民における「帰化」率：%)



Note: Naturalization is the process through which U.S. lawful permanent residents who fulfill length of stay and other requirements become U.S. citizens. Data for the Middle East for 1995-2000 and Africa for 1995-2000 not available due to small sample size. Source: Pew Research Center estimates for 2005-2015 based on augmented American Community Survey (PUMS) for 1995-2000 based on March Supplements to the Current Population Survey.
 "Mexican Lawful Immigrants Among the Least Likely to Become U.S. Citizens"

(出所) Ana González-Barrera, "Mexican Lawful Immigrants Among the Least Likely to Become U.S. Citizens: Among Mexicans, desire is high, but about half cite language, cost barriers," Pew Research Center, June 29, 2017, p.14, のグラフを抜粋。

表4 出身国別の米国市民権申請有資格者の「帰化」率：2005年

地域・国	米国市民権申請有資格者の「帰化」率 (%)
ヨーロッパおよびカナダ	69
旧ソ連	69
その他のヨーロッパ	71
カナダ	57
南アジア・東アジア	71
中国	73
フィリピン	76
インド	65
ベトナム	71
韓国	71
その他の南アジア・東アジア	67
中東地域	77
中米地域	46
メキシコ	35
その他の中米諸国	41
カリブ海諸国	63
キューバ	67
ドミニカ共和国	54
ジャマイカ	69
その他のカリブ海諸国	61
南米地域	62
アフリカ地域その他	59
全体	59

(出所) DeSipio et al, p.157, Table 4.3., より筆者作成。

前述のように、メキシコ系の「帰化」申請有資格者は移民の中で最多であるため、メキシコ系に関する研究は数多く、同じラテンアメリカ圏出身者のデータとしてエルサルバドル系のことを考察する際にも大いに参考となる。

メキシコ系に特化した別のデータでは、2011年に、メキシコ系移民の「帰化」率は36%であったのに対し、メキシコ系以外は68%と格段の差があった。同じラテンアメリカ地域でも、(パナマ以南の)南アメリカ諸国およびカリブ海諸国出身者では61%もあった。ちなみに、PRCによると、直近で、非合法移民に市民権獲得への道を開いた「1986年移民改正・管理法 (IRCA)」の受益者270万人の中心はメキシコ系移民であったが、2009年になってもIRCAによる永住権取得者の約40%しか「帰化」していなかった⁽⁶⁾。皮肉なことに、この40%は2011年のメキシコ系の「帰化」率にほぼ等しい。

では、なぜメキシコ系移民において、このように「帰化」率が低いのであろうか。報告書では、いくつかの要因が指摘される。第1に、すでに述べたとおり、メキシコ自体が米国の隣国であり、いつでも帰国できるという気軽さが市民権

表5 出身地域別の永住権保持者が米国市民権を取得するまでの年数の中間値：1965-2016年

出身地域 \ 年	1965	1975	1985	1995	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2016
世界平均	7	7	8	9	9	8	8	7	9	6	7	7	7
アフリカ	6	6	7	6	7	6	7	7	6	5	5	6	6
アジア	6	6	7	7	8	8	8	6	7	5	6	6	6
ヨーロッパ	7	8	9	9	7	7	7	6	7	6	7	8	9
北アメリカとカリブ海地域 (メキシコ、中米諸国を含む)	9	9	13	14	11	11	11	10	12	10	10	10	10
南アメリカ	7	10	8	10	10	8	8	7	8	5	6	7	7
オセアニア	8	7	8	11	11	8	9	8	9	7	8	9	10

(出所) John Simanski, *Naturalizations in the United States 2006*, Washington, DC: US Department of Homeand Security, 2007, Table 7; James Lee, *U.S. Naturalizations 2012*, Washington, DC: US Department of Homeand Security, 2013, Table 7; Katherine Witsman, *U.S. Naturalizations 2016*, Washington, DC: US Department of Homeand Security, 2017, Table 7, より筆者作成。

申請に対する関心を失わせていることである。第2に、英語運用能力の欠如など、個人的な障害があったり、事務の手続きが不得手であったりすることにより、一部の移民には市民権申請が困難になっていることである。実際、英語が堪能な者の割合が他の移民の有資格者では51%であったのに対し、メキシコ系ではたったの26%であった⁽⁷⁾。これにはのちに見るように、最終学歴の差もここに反映している可能性があるといえる。さらに、メキシコ系合法移民の世帯所得が他の移民よりも低いことも指摘される⁽⁸⁾。

また、DeSipioらによれば、最近では次第に申請手続きや審査過程が煩雑化し、市民権取得希望者にはこまごまとしたルールやプロセスに慣れ科学技術能力があることが求められるという。そのため、自分だけの力では足りない場合には、申請書類を準備するのを手助けしてくれるプロを雇うこともいとわない覚悟でいなければならない⁽⁹⁾。まさに、学歴の高さや経済的余裕のあることも求められる世界になっているといつてよい。

さらには、1998年にメキシコが自国民に二重国籍を承認したが、そのことを知らずにいる者がかなりいる。2012年のPRCのメキシコ系移民の調査では、対象者の29%がこのことを知らなかった。また、一部の合法移民は市民権を取得しても得られる恩恵が永住権保持者とほとんど変わらないという認識を持っている可能性もある⁽¹⁰⁾。

後述するように、伝統的には永住権保持者と市民権保持者の受ける恩恵はあまり変わらないものであったといえるが、1990年代半ば頃から福祉関係の助成のあり方や移民を取り巻く法的環境・社会的状況が変化していくにつれて、両者の地位が与える恩恵の差が次第に広がっていき、それが合法移民の「帰化」傾向に拍車をかけることにもなる。

ここまで、在米移民に対して「帰化」を促進する諸要因について、メキシコ系の事例を概観しながら、おおまかに「帰化」に対する阻害要因について考察した。しかしながら、個々の移民が「帰化」に踏み切る理由も千差万別であろうし、それらがまた一人の個人の中でも複雑に絡まり合って「帰化」への行程に影響を与えるに違いない。本稿では、そうした諸要因の複雑な交差の実態を、2017年8月にロサンゼルスで実施したエルサルバドル系移民対象のインタビュー調査にて得られたいくつかのストーリーから読み解いてみたい。今回収

集したデータでは、女性被験者に比して男性被験者の米国市民権取得者が少なかったため、本稿では移民女性にしばって分析する。

2. 米国市民権の取得条件と申請のための要件

ここで、永住権保持者が米国市民になるための資格条件について見ておきたい。以下の通りである。①18歳以上であること、②連続して米国に5年間居住していること、③基本的な英語が話せ、書け、読め、そして理解できること、④米国の政治や歴史に関する知識を示すための質問に答えること、⑤犯罪歴がないこと、⑥合衆国憲法の原理への忠誠を示すこと、⑦米国への忠誠を誓い、合衆国市民であることを宣言すること、が条件となる⁽¹¹⁾。

ただし、以下の者には一部の条件の適用が差し控えられる。(i) 米国市民を配偶者に持つ場合は、スポンサーとなる米国市民である配偶者とともに3年間、連続して米国に居住していれば、市民となれる、(ii) 外国生まれの未成年者はその親が「帰化」すれば、米国市民となれる、(iii) 米国市民の養子となった外国生まれの未成年者は、米国到着時に市民権を得る資格が発生する、(iv) 軍人、その配偶者およびその外国生まれの未成年者は、応急的に海外で市民権申請の審査を受けられる資格を持ち、資格条件の一部あるいは全部を免除されることがある、加えて、戦地勤務中に戦死した場合、死後、当軍人およびその近親家族に市民権が認められることがある、という例外措置がある⁽¹²⁾。

市民権審査のための申請関連料は、2015年時点ですべての申請者に対して680ドルであった。これには、申請料595ドルと指紋処理の生物測定サービス料85ドルが含まれていた。しかし、2016年12月23日から、市民権申請料は45ドル引き上げとなった。ただし、貧困家庭の場合には、申請料の免除措置や減免措置などがある⁽¹³⁾。

3. 「米国市民」と「永住権保持者」の権利・特権の差の変遷

「永住権保持者」が米国市民権を取得して「米国市民」となったときに得られる権利や特権は、かれらが「帰化」を目指す魅力となっているはずであろう。

その魅力がどれほどのものかを考えるにあたり、まずは、「米国市民」にはあって「永住権保持者」にはない権利・特権をまとめておこう。以下が、「永住権保持者」に対して制限された権利である。

まず、「永住権保持者」の場合、連続6か月を超えて米国を離れる場合には再入国するための特定の事務手続きが必要となる。次に、連邦レベルや州レベルの選挙での投票権は一切ない。さらに、多数の連邦政府関係の職業および一部の州・地方政府関係の職業（警察官や消防士など）からは除外される。以上のような公職は、教育を受けた移民にとっては特に、米国での成功の足掛かりを得るための手段と伝統的になってきたため、こうした制限は深刻な障害と見なされうる⁽¹⁴⁾。

しかし、逆に、権利として重要なのが、配偶者や未婚の子を永住権保持者として本国から呼び寄せられ、またIDカードとして永住権保持者カードも与えられることであるが⁽¹⁵⁾、米国のパスポートは授与されない。

以上のように、「米国市民」と「永住権保持者」の権利・特権の差は、選挙権や公職就業機会を除けば、伝統的にはあまり大きくはなかったが、それが徐々に拡大していくのは、厳密には移民による入国者数が増加し始める1980年代からとなる。この時、連邦政府は永住権保持者が社会福祉プログラム、特に低所得者優先のプログラムを受ける資格を得るための待機期間を新たに最長5年とし、市民権保持者との待遇の差を明確にしたのである⁽¹⁶⁾。

その後、1990年代半ば、さらには2001年9月11日の世界貿易センタービルおよび防衛総省本庁舎へのテロ攻撃の後、両者の差は劇的に広がっていく⁽¹⁷⁾。まず、1996年に連邦議会が制定した移民関係の法律によって、両者の福祉受給資格の差は歴然となる⁽¹⁸⁾。新福祉法「個人責任・就労機会調整法」(the Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act, PRWORA)の規定では、永住権保持者には社会保障計画や食料品割引切符制度への参加が禁止され、新来の移民には「児童扶養世帯補助」(AFDC)などの収入調査に基づいた給付金計画の利用が禁止された。あわせて、ここでは非合法移民が連邦の公的給付金計画の多くを利用できないようにする規定が含まれていた。また、「非合法移民諸改革および移民責任法」(the Illegal Immigration Reforms and Immigrant Responsibility Act, IIRIRA)には、移民の将来の福祉依存を防ぐためにそのスポ

ンサー（保証人）に求められる収入の基準を引き上げる規定もあった⁽¹⁹⁾。さらに、合法移民が罪に問われ強制送還される場合の犯罪リストも拡張され、これが何百万もの永住権保持者が強制送還を恐れて米国市民権を申請するきっかけとなったと考えられる⁽²⁰⁾。

DeSipioらは、これらの法律の制定に際して、連邦議会は「高齢者医療保障制度（メディケア）ほど物議を醸さず、政治的にリスクの低いところに」、福祉予算カットの出所を見出した、と捉える。しかし、思わぬ波及効果として、それまでは存在しえなかった「帰化」への現実的動機を移民の中に生じさせることとなった。1990年代前半から2000年代の最初の10年間にかけての「帰化」申請者の莫大な増加には、移民たちが将来に見込まれる経済的困窮に備えて保身を図ろうとする姿が背後にあるともいえる⁽²¹⁾。

しかし、この時期、合法移民たちが「帰化」に向かった背景には、1990年前後から勢いを徐々に増してきた「反移民」的風潮も大きな理由として指摘できる。89年の「冷戦の終結」による政治的争点の空白を補うものとして、移民問題が浮上する。その代表例に、1994年カリフォルニア知事選で「反移民」を主張して選挙運動を展開し当選したピート・ウィルソン（Peter Barton “Pete” Wilson, 1933-）がいる。彼は、知事選と同時に行われた「提案第187号」（Proposition 187）の可否を問う住民投票に先立ち同提案への支持も表明していた。この提案は、公的社会サービス、緊急時以外の医療サービス、および公教育を非合法移民が無料で受けられるのを禁止することを定めていた。そして、この住民提案が賛成59%で可決されたことは、非合法移民を親族・友人・知人などに持つラテン系合法移民にとっては非常に衝撃的であったであろう。しかし、98年には連邦裁判所においてこの反非合法移民規定が違憲判決を受け廃止となる。それでも、当時、全米非合法移民人口の推計43%を抱える同州における一連の動きが、連邦政府に対して非合法移民問題の早期解決を迫る地方からの大きな圧力となったことは否めないであろう。すでに見たように、2年後の1996年に連邦レベルで制定された移民関係法のなかのIIRIRAおよび「反テロリズム・効果的死刑法」（the Anti-terrorism and Effective Death Penalty Act, AEDPA）に基づき、厳しい非合法移民対策措置が施行されることとなったからである⁽²²⁾。

さらに、一時的にも「提案第187号」を法制化したカリフォルニア州は、

続いて1996年に「提案第209号」（州政府が行うアフーマティブ・アクションの停止を求めるもの）を54%の賛成で、さらに98年には「提案第227号」（公教育におけるバイリンガル教育の廃止を求めるもの）を61%の賛成で可決・法制化し、移民を含んだマイノリティに対する法的締め付けが強化されていく⁽²³⁾。これら一地方の象徴的出来事が、全米の合法移民に「帰化」への行動をさらに加速させる力となったことは確かといえよう。

さて、時代は21世紀へと移る。2001年9月11日の同時多発テロとその余波は、「米国市民」と「永住権保有者」に付与される権利・特権の差をさらに一層広げることとなった。テロの首謀者たちが非合法移民であったことで合法移民を含めた移民全体に対する風当たりが強まり、移民を排斥しようという世論の高まりが見られた⁽²⁴⁾。国民の間には、テロリストが移民にとって「比較的寛容な」米国移民法を利用して国家の安全を脅かすのではないかという恐怖が蔓延し、それに呼応して連邦政府は入国管理を国家安全保障問題と位置づけ、2003年に非軍事的機関として国家安全保障省（the Department of Homeland Security、DHS）という新たな省が設置された。これが国内における非常事態、特にテロの防止とそれへの対処の機能を担うこととなり、従来の移民帰化局（INS）に代わる機能を持つ組織ともなった。21か所の政府機関を再統合し、20万人以上の職員を抱える、国防総省、退役軍人省に次ぐ3番目に大きな省としてスタートした⁽²⁵⁾。

一方で、テロ後数か月の間、司法省や移民帰化局によるアラブ系やイスラム系に対する監視体制が強まり、人種や宗教以外にこれという理由もなくかれらが当局による尋問の対象となった。尋問を受けたという記録が自らの「帰化」申請・審査過程に大きく影響するのではないか、新たに作成された容疑者リストに自分の名前が記載され航空機への搭乗を拒否されるのではないか、といった深刻な不安をかれらの間に生じさせたのである⁽²⁶⁾。

さらに、連邦議会はテロリストとの関係が疑われる者を取り調べ、場合によっては強制送還できるように、より強力な権限を行政府に認める内容の立法を審議し、2003年、「国内警備強化法」（the Domestic Security Enhancement Act、別名「第二次愛国法」[the Patriot Act II]）を成立させた。これにより、「永住権保持者の身分はより一層『不安定なもの』となり、『米国の敵』とのつながり

の容疑をかけられ強制送還されることになっても移民側が異議申し立てできる法的能力が縮小するかなくなってしまう可能性が出てきた」とDeSipioらは述べる。加えて、DeSipioらは、アルカイダの潜伏スパイの容疑をかけられた永住権保持者のサレ・カラ・アルマリ（Saleh Kahlah al-Marri）の米国での処遇を例に挙げ、以下のように結論づける。「米国で再びテロが起ころ、しかもそれが特定の民族から成る移民集団に結びつけられるようなテロであった場合、米国の一部あるいはすべての永住権保持者の権利や自由がすぐさま狭められてしまう可能性は、9/11以降に様々な法改正や政策変更が提案されたことを考慮すれば、大いにありうる」、と⁽²⁷⁾。

4. インタビュー記録から読み解くエルサルバドル系女性にとっての市民権取得の意義

本節では、2017年8月に米国ロサンゼルスで行ったインタビューの対象者、エルサルバドル系移民のうちから、特に女性に着目して、市民権取得に要した期間とその理由、市民権取得の目的・理由とその達成度、および将来的な帰国願望と心理的に愛着を覚える方の国（「真の棲家」）に関して、その移民としてのライフヒストリーと照合させながら考察する。

以下では、歴史的な時期によって社会から受ける影響も異なるため、米国民権を取得した年代順に各移民のライフヒストリーを分析する。

(1) 1990年代に米国民権を取得した女性移民

①1997年取得のベアトリス（Beatriz：調査時58歳）の場合

ベアトリスは1980年（21歳時）に、その3年前に渡米したにもかかわらず別の女性と懇意になり行方をくらましてしまった元夫を追って姑とともに米国に非合法入国した。その2年後、本国に残してきた息子も姉に連れられて非合法で渡米してきた。その後、米国で知り合った永住権保持者のエルサルバドル人と結婚したため、1987年に永住権を取得した。そして、10年後の1997年に米国民権を獲得している。渡米後、美容師免許も取り、インタビュー時には一人暮らしで自活していると語っていた。

市民権取得の理由については、「もちろん、米国内でより大きな権利を得るため、選挙権もそうだし。（自分の立場を）改善するためよ。特権が得られるでしょう、市民は永住者より大きな特権が得られるもの。」と、まずは米国の選挙権の獲得を理由に挙げた。もともと、本国にいたとき、高校1年生まで学校に行ったが、元夫とともに平等や経済的改善を求める学生運動に参加していた経験もあって政治意識は高いようで、市民権獲得後の米国選挙にはすべて投票に行っていた。これに関連した理由が、移民の権利獲得・地位向上を求めて闘うため、であった。一方、米国での抗議運動、ボランティア・コミュニティ活動への参加経験は一貫して全くなく、理由は「時間がない」であった。他に呼び寄せ、安定した職、自由な移動を理由に挙げ、市民権取得後、男きょうだいを実際に呼び寄せていた。

永住権取得から市民権取得まで10年かかった理由については、特に触れられなかった。市民権取得は1997年であったが、すでに見たような、1996年の永住権者の福祉受給資格の削減など、1990年代後半に「反移民」的風潮が強まっていたことの指摘も全くなかった。インタビュー時の2017年には母親もすでに亡くなっており、本国にいる近親者は男きょうだい1人であったためか、将来的に本国に帰還する意志もなく、心理面での「真の棲家」は米国だけと答えていた。

②1997年取得のアレハンドラ（Alejandra：調査時57歳）の場合

アレハンドラは、内戦中の軍の情報機関で働いていたが、ゲリラ勢力から殺害される危険性を感じて、職場の同僚の米国人の助けで観光ビザを取得し、1984年（24～25歳時）におばとともに渡米した。当時、既に離婚していて子どもはなかった。入国後、すぐに会社の秘書として働き出したが、能力を評価されてマネージャーに昇格する一方、会社の助けにより1987年に永住権を取得した。その10年後の1997年に、米国市民権を取得している。

市民権取得の理由については、「米国市民となること自体が重要であるから。（中略）自分が他国である米国に受け入れられ、自分自身がよりよい機会を得るためにも、市民になることが大切だと思ったから。自分も自分の家として感じられるし、市民としてなら、社会に受け入れられやすい」とのことだった。前述の福祉受給資格を制限する法律が制定された1996年の翌年に市民権を取得

し、その当時はそれほど強い思いはなかったらしいが、2017年のインタビュー時には「特に市民になること自体が重要」と力説していた。すなわち、「トランプ政権がやろうとしていることなど現状をみると、永住権者としての既得権さえ奪われそうで、市民権を得れば、政権交代など状況の変化に左右されず、より安全だと思うから」との理由である。投票の持つ価値を意識してか、市民権取得後すべての米国選挙で投票していた。この女性も、先のベアトリスと同様、1990年代後半の「反移民」的風潮が市民権申請・取得の引き金になったことへの言及はなかった。永住権取得から市民権取得まで10年かかった理由についても不明であるが、表5によれば、市民権取得当時のメキシコ系・中米系の間では市民権取得に10年を要するのは平均以下であったため、あまり珍しいことではなかった。

将来の帰国の意志はなく、「真の棲家」は米国とのことである。渡米時から米国に「骨をうずめる覚悟」でいたこと、そして米国になじめなかった2人の兄を除いて、母・弟2人・妹1人は米国にいるということからも納得できる。

③2000年取得のアナ（Ana：調査時57歳）の場合

アナは内戦開始よりかなり前の1973年（13歳時）に、すでにその10年前に渡米していた母親の保持する米国民権のおかげで、当時19歳と17歳の姉とともに永住権を持って渡米した。その後、2000年（40歳時）に米国民権を取得するまで実に27年かかっている。市民権取得の条件である18歳になるまでの5年間を差し引いても22年となるので、市民権取得に要した時間はかなり長かったものの、その理由は特に語られていない。市民権取得の目的・動機は、移動の自由、米国にとどまりたい、選挙権獲得、「反移民」的風潮、そして移民の権利獲得・向上のために闘う、呼び寄せ、そして安定した職であった。呼び寄せでは、実際に父親を呼び寄せていて、目的は全部達成したと答えている。特に、2000年に市民権を取得し「反移民」的風潮を取得理由の一つに挙げていることから、長らく永住権保持者で過ごしてきたものの、1990年代半ばからの合法移民をも対象に含めた「反移民」的風潮がこの女性の背中を押して「帰化」に向かわせた、と考えてよからう。

帰国願望については、同棲相手の女性がドミニカ共和国出身であったので、

「今はわからない」と答え、「真の棲家」は「エルサルバドルと合衆国だわ。だって、エルサルバドルには私の心が住んでいて、合衆国に今自分が住んでいるから」と、13歳で渡米してから44年たってもなお、故郷エルサルバドルに思いを馳せていたのである。内戦という悲惨な時期よりも前に渡米したため、故郷に対するプラスの記憶の方がまさっていたのかもしれない。

(2) 2000年代に米国市民権を取得した女性移民

①2006年取得のパメラ（Pamela：調査時43歳）の場合

パメラは、母親が1983年に渡米し、その後結婚したエルサルバドル人の夫（パメラにとっては継父）の永住権のおかげで、1992年（17～18歳時）、女きょうだい1人とともに永住権を持って入国した。その後、2000年に今度は自らの永住権を使って、本国に残して来た長男・長女を呼び寄せている。同時期、彼女は米国でも息子を1人産んでいた。その後、2006年に市民権を取得しているが、ほぼ同じ時期に長男、長女ともに市民権を取得している。永住権取得とともに入国してから市民権取得までに15年近くかかっている理由については、「英語が苦手で、一生懸命勉強したけど、だめだったの。エルマンガ・メヒカーナに行っ、市民権取得のための英語クラスに通ったの。試験は一回で受かったの。」と述べている。エルサルバドルでの最終学歴は、高校中退であった。その後まもなくして、渡米したが、米国では正規の学校には行かず、英語を勉強しただけであったという。

おそらく、インタビュー時でも自宅での主要言語はスペイン語だと話し、「英語は、そんなにできないの。英語を話すの、大変な苦勞（苦手）なのよ。」とのことから、渡米時からずっと家庭では2000年頃生まれた息子以外はエルサルバドル生まれの人々に囲まれてほとんどスペイン語のみで生活してきたのであろう。英語に接するのは米国に来てからであったのであろうが、正規の学校に通わなかったため、生活の場が職場と家庭だけでスペイン語のみでの生活が主だったのであろう。環境がなす業か、それとも素質の問題か、何とも言えないが、パメラにとって、英語を「話す」「読む」「書く」能力の試験が大きな障害となっていたことは確かである。規定では永住権取得から15年間経ていれば、英語試験が免除される⁽²⁸⁾とのことだが、その1年前に英語能力試験の免

除がないまま市民権取得を達成できたことになる。

市民権取得の理由としては、移動の自由および選挙権をはじめとする権利の獲得を挙げていた。少なくとも申請当時は政治的権利獲得への期待が高かったようであるが、その後の11年間で1回しか投票をしていなかった。「そうね、今は、差別が蔓延していて、[米国政治に（筆者ら加筆）]何を期待できると言えるかしらね。そうした政策が改善されることね、反移民的な政策がね。」と述べ、市民権取得以後の米国政治の「悪化」を嘆いているようであった。すなわち、9/11以後の米国社会での移民に対する締め付けの強化、そして特に発足から7か月目を迎えるトランプ政権の反移民姿勢がパメラを絶望的にさせていた大きな要因であったといえるかもしれない。

帰国希望については「まだ、わからない」とし、「真の棲家」は両方とのことであった。再び住む場所となるかもしれないエルサルバドル本国にも、愛着を感じていたのであろう。

②2007年取得のフランシスカ（Francisca：調査時58歳）の場合

フランシスカは、2年前に渡米した夫を追って、1983年（24歳時）、当時3歳の娘を伴い非合法で入国した。その後、本国に残した祖父母や兄を内戦や犯罪がらみで亡くしている。しかし、夫が「1986年移民改正・管理法（The Immigration Reform and Control Act, IRCA）」の規定する非合法移民合法化措置により永住権を取得し、そのおかげで自らも1990年に永住権を取得出来た。その後17年たった2007年に、市民権を取得している。市民権取得に時間がかかった理由には、特に触れられていない。

市民権取得の理由として、選挙権獲得と移民の権利獲得・地位向上をまず挙げた。内戦や犯罪で失い、呼び寄せる家族がいなかったので、呼び寄せは理由ではなかったという。その他に、移動の自由が挙げられていた。そして、「こちらで暮らすうえでの安定というか安心が欲しかったのよ。在留資格（永住権）があってもびくびくして暮らさなきゃいけない状況から逃れたかったの。」と、何よりも米国市民であることの安定性・安心感が強調されていた。また、オバマ・ケアをはじめとする医療（保険）制度関係の市民運動のデモや集会にも、市民権取得後に安心して参加できるようになった、と語った。「[こうした活動

に参加するようになったのは、(筆者ら補足)市民になってからよ。永住権取得後ではなくて、市民権取得後よ。それまでは、怖かったもの。永住権の時も(それなりの)安心感はあったけど、市民になることでより安心感を得られたの。」このことは、1990年代半ば頃から9/11を経て永住権保持者の法的・社会的権利の剥奪が進んだことと大きく関係するのかもしれない。

帰国願望については、「[帰国を(筆者ら補足)]考えて来たわ、ずっと。このところ、いろいろなプログラムが廃止されるようになっていまして。入ってくるお金が少なくなっているの。この収入では、こっちでは暮らせないし、向こうでなら大丈夫だけど。自分が引退してからのことだし、向こうの治安が良くなっただけだね。今じゃないわ。」と話す。一方、「真の棲家」については、内戦を逃れて渡米してきたので、今でも向こうに行った時には恐怖を覚えるため、安心感や自由のある米国の方だと答えた。内戦を逃れてという渡米理由やトランプ政権になってからの経済状況の逼迫などにより、可能な限り米国に留まりたいものの、最近の「反移民」的風潮に頭を抱えているという状況なのであろうか。

(3) 2010年代に市民権を取得した女性移民、その他

①2010年取得のクリスティーナ(Cristina:調査時34歳)の場合

クリスティーナは、2002年(19歳時)に一人で非合法で国境を渡った後、TPS(一時的庇護身分)を取得し、2008年に米国市民と結婚したことで2009年から2010年に永住権を、そして2012年に米国市民権を取得した。市民権取得の理由には、移動の自由、米国市民との結婚、呼び寄せ、移民の権利獲得や地位向上、選挙権、を挙げた。このうち、移民の権利獲得や地位向上はまだであったが、他はすべて達成できたという。選挙権の行使は2016年の大統領選挙において初めてで、しかもトランプの当選という期待を裏切るような結果となったことを残念がっていた。一人を除いて近親者全員が米国に来ていて、米国人の夫もいるせいか、帰国願望はなく、「真の棲家」はエルサルバドルと米国であった。

②2012年取得のスサナ(Susana:調査時87歳)の場合

スサナは1988年(58~59歳時)、友人たちとともに非合法で越境した。1991

年にTPSを取得したが、1992年6月に失効後、強制送還延期措置（DED）を経て、ABC和解合意プログラムに編入後、2004年に永住権を取得した⁽²⁹⁾。その10年後の2014年（84歳時）に市民権を取得している。

表5に見るように、市民権取得までに永住権取得後10年かかるのは中米系としてはそれほど珍しくはない。しかも高齢になってからの取得である。それでも、それだけかかった理由として、スサナは「お金を貯めなくてはならなかったから。それに、スペイン語で試験を受けられるし、永住権取得してから10年経つと市民権取得手続きのための料金が少なくて済むから。」と述べた。Emily DeRuyによれば、2007年7月に米国関税・移民サービス局（CIS）が倍近くに引き上げして以来、申請手続き料は劇的に上昇し続けているとのことである。ここに米国政府側にどのような意図があるのかは不明だが、2007年頃から景気後退期に入ったことをとりあえず、指摘しておきたい。2013年の時点で680ドルであったので、年金生活者にとっては、かなり痛い出費であったであろう。

とりあえず、この事例から次第に増加する申請料が低所得者には大きな負担となっており、しかも母語での受験を望むほど英語が苦手な人には、「帰化」の申請に踏み切ることかなりの年月を要する場合のあることがわかる。スサナは、本国では家庭が貧しかったため、初等2年生までしか学校に通っておらず、渡米後も就学の機会はなかった。60歳手前で渡米したので、英語を習得したり使用したりする場も限られていたことであろう。

帰国願望については、火葬されずに祖国で埋葬してもらうための積立金支払いを実際にしていた。また、「真の棲家」は今住んでいる米国と生まれた場所であるエルサルバドルの両方である、と答えていた。「誕生した場所」と「永眠する場所」は同じでありたいという願望なのかもしれない。

③2015年取得のラケル（Raquel：調査時71歳）の場合

ラケルは、1986年（39～40歳時）に一人で非合法入国した。その後、1994年に永住権を取得している。NACARA（Nicaraguan Adjustment and Central American Relief Act: 1997）と法律245号とを混同しているようで、どちらによる永住権取得かは明確ではない。そして、2015年4月（68歳時）に市民権を取得した。永住権取得から市民権取得まで20年ほどかかった理由は、「ええ、（最初から）

市民権取得したいと思っていたわ。でも（、かなり間があったのは）、こちらの状況が良くなるまで待っていたの。英語ができなかったから。」と答えている。最終学歴は本国での6年生で、米国では英語を勉強しただけであった。ここでいう「こちらの状況が良くなるまで」とはどういうことか。たぶん、前述の Wernick⁽³⁰⁾のガイドブックにある「英語力の条件が免除になるのは、20年以上永住権保持者で50歳以上の者（中略）でなければならない。（中略）自分の母語で受験してよいことになる。」を指すのか。現に、永住権取得から20年目にして市民権を申請したようである。

市民権取得の理由は、選挙権、移民の権利の向上、呼び寄せ、移動の自由であった。選挙政治への参加度は高く、市民権取得以来、すべての米国選挙で投票している。帰国願望については、もっと年を取ったら、そして本国の治安が良くなったら、帰りたいという。「真の棲家」はエルサルバドルと答えた。渡米時に本国に残して来た4人の子どものうち、長男が1999年頃に渡米し、次男は本国で病死したという。ただ、2人の娘が本国にいるとのことである。

④2017年に間もなく取得のロレーナ（Lorenaの場合：調査時65歳）

ロレーナは、1995年（42～43歳時）、一人で非合法入国した後、2000年にエルサルバドル出身の米国市民と結婚したため、その2年後に永住権を取得した。渡米時に内縁の夫との間に子どもが7人いて、渡米時にその夫とは別れたが、置いてきた子ども全員の面倒はその元夫が見たという。一方、ロレーナは米国での稼ぎの一部を仕送りしながら、本国の子どもらを経済的に支援した。その後2014年、米国で知り合った夫とも離婚している。

調査時の2017年8月には、書類提出がすべて終了し米国市民権取得手続きが完了しており、面談通知を待っていると話していた。永住権取得から市民権申請まで15年ほどかかった理由については、次のように述べる。「（市民権取得に際しての資格試験については、）私はやらなくてもいいと言われたの。というのは、私、読み書きができないので、暗記することが何もできないの。学校にも行ったけれど、頭の中に何も残らないの。それで、試験の必要はないって、言われたの。（中略）私の場合は、英語ができなくて、3年経ってもだめだったの。私は読むことも書くこともできないから、15年経てば、免除されるって。

(永住権取得後)13年目にも市民権申請したんだけど、その時に、教えてもらったの。年齢が57歳以上の人だね。」この女性は一度も学校に行ったことがなかった。「15年経てば、免除される」というのは、前述のWernick⁽³¹⁾の「英語力の条件が免除になるのは、(中略)5年以上永住権保持者で55歳以上の者でなければならない。(中略)自分の母語で受験してよいことになる。」という規定によるものなのであろう。「年齢が57歳以上の人」というのは、「55歳以上」の誤りかもしれない。

市民権取得の理由については、「旅行するため」とやや突飛な返事であった。「これまでずっと家族のために働いて来たから、まだしたことがないけれど。旅行できるっていうのが、一番の動機かな。(中略)エルサルバドルだけじゃなくて、行ったことがない外国にね。」と。ロレーナは、長年、故郷に残した子どもたちのために料理人として一生懸命に働いた後、インタビュー時には年金生活者となっていた。ほっと一息ついて外国旅行を楽しみたいというのが、正直な気持ちなのかもしれない。ただ、獲得した選挙権を利用して投票はするつもりであるが、それでも選挙権付与は自分の市民権取得の動機ではないと言明している。

帰国願望はなく、「真の棲家」は米国としている。本国で別れてきた内縁の夫は、もともと彼女より先に渡米したが、米国生活になじめずに本国に帰還していた。したがって、彼女が渡米した後、その夫も渡米して来る可能性は皆無に近かった。それが渡米の際の「離婚」の原因であったのかもしれない。インタビュー時には7人の子どもは全員、米国に来ていて、彼女にとってはもう本国に未練はなかったのであろう。それだけに、ロレーナが抱くく今はもう外国旅行を楽しみたいという願いは切実に響く。

⑤同棲中の彼が市民権を取得したら、と言うマリーア (María: 調査時38歳) の場合

マリーアは、2004年(25歳)に一人で非合法で越境した。その2年後、エルサルバドル出身の永住権保持者と同棲を始める。インタビュー当時はその男性との間に3人の子どもがいたが、まだ結婚はしておらず、在留資格もない状態であった。永住権・市民権取得の意志については、「まず、彼が市民権を得て

から、結婚しようと思っているの。その方が確実だから。」という。

帰国の意志はなく、「真の棲家」は両方であるという。「エルサルバドルは自分が生まれた所だし、ここは私の子ども達が生まれた場所だから。」また、エルサルバドルと比べて米国での女性としての生きやすさについては、「そうよ、こっちの方が女性にとってより良いチャンスがあるもの。(中略)こっちの方が(女性に対する?)尊重があるの。向こうでは、まだ、女性よりも男性の優位が維持されているから、平等、平等の点でこっちの方が。」と述べていることから、女性が生きやすい米国で今後も暮らしたいというのが理由であると理解できる。もちろん、内縁の夫がいて、その人との間に米国生まれの子がいるのであるから、家族の存在による影響が大きいといえよう。

むすびにかえて

ベアトリス、アレハンドラ、そしてフランシスカは、ことさら「米国市民」と「永住権保持者」との権利・特権の大きな差を市民権取得の理由に取り上げ、両者の間には政治的権利だけではなく精神面での安定・安心の違いもあることを語っていた。他の人も含めて、時代的な状況としての「反移民」的風潮が自らを市民権取得へと導いていったことが、ストーリーで実際に語られるか、あるいは語られなくとも読み取ることができた。ちょうど、トランプ政権発足7か月目にインタビューを行ったことも関係しているのか、同政権の「反移民」的政策姿勢の豪健ぶりによって、かつての市民権取得の際の記憶を蘇らせているのかもしれない。また、そのような「反移民」的風潮からの出口を見出すだけではなく、その状況を政治的に変えていくための手段としても市民権が捉えられており、政治的意識が高い人も散見される。時代の要請によっては、市民権獲得による選挙権付与は(女性)移民にとっては悲願ではないのか、と思わせるほど、そうした意識が強い。

一方、市民権取得までの永住権保持者時代が10年くらいの人で、それだけの年数がかかった理由をあえて言わないのは、インタビュアーが尋ねなかったという理由もあろうが、元々中米系の統計データからすれば、平均あるいは平均以下であったため、長いとは感じられなかったのでは、と解釈できよう。

ところで、偶然ではあろうが、2000年代に入ってから市民権を取得した人々で、永住権保持者時代が比較的長かった理由に英語能力の欠如を挙げているのが数例見られた。高齢になってからの移民、あるいは移民後の米国での言語生活環境も考慮すべき要因になるであろうが、それ以外に、本国での最終学歴や社会経済的地位もそこに大きく関わっていることも指摘できる。そのほか、入国後の経済的困窮ゆえに高額に設定された市民権申請料に太刀打ちできないという不安も申請を思いとどまらせる深刻な要因となっていた。

帰国願望や「真の棲家」については、現在のその人を取り巻く様々な社会経済状況、人間関係、そしてそもそもその人が移民してきた理由も、影響を与える重要な要因として指摘される。米国民権を取得した、あるいはその見込みが十分にあるからという理由だけで、その人がそのままずっと米国に留まったり、「忠誠の誓い」によって心理的愛着の対象が米国に限定されてしまったりするということには必ずしもならないこともわかった。それだけに、米国民権取得をめぐる問題ひとつを取り上げても、移民はあくまでも物理的にだけでなく心理的にもトランスナショナルな世界に生きていることがわかるのである。

(本稿での執筆分担は以下の通りである。中川正紀は、論文全体におけるデータ分析・論考、および執筆を担当した。一方、中川智彦は、インタビュー準備に向けた現地協力者との調整、インタビューにおける聞き取り、文字起こし、インタビュー内容の整理と文章化、および正紀執筆原稿のインタビュー内容確認と校正意見を担当した。)

注

- (1) Allan Wernick, *United States Immigration and Citizenship: Professor Allan Wernick's Guide to the Law*, NY, NY: High Line Editions, 2016, p. 221.
- (2) 本稿で「帰化」とは、「他国の国籍を得て、その国民となること。」(『デジタル大辞泉』)をいい、市民権を取得することの意味で用いる。また、「永住権保持者」(permanent residents)は、グリーンカード保持者(greencard holders)、合法的永住者(lawful permanent residents)あるいは合法移民(lawful immigrants)とも呼ばれる(Wernick, p. 3)。本稿では、主に「永住権保持者」という呼称を用いる。「忠誠の誓い」のなかの「出身国政府へのこれまでの忠誠を放棄すること」という文言が移民の「帰化」志向にマイナス要因として働くのか否かという議論については、Adrian D. Pantoja,

- Rafael A. Jimeno, and Javier M. Rodríguez, "The Consequences of Latino Immigrant Transnational Ties," in David Leal and José E. Limón (eds.), *Immigration and the Border: Politics and Policy in the New Latino Century*, Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press, pp.132-136, などがある。
- (3) Louis DeSipio and Rodolfo O. de la Garza, *US Immigration in the Twenty-First Century: Making Americans, Remaking America*, Boulder, CO: Westview Press, 2015, pp. 131-132.
 - (4) DeSipio et al, p.153.
 - (5) Emily DeRuy, "Eligible Mexicans Still Unlikely to Seek Citizenship," *ABC News*, March 6, 2013.
 - (6) DeRuy.
 - (7) Ana González-Barrera, "Mexican Lawful Immigrants Among the Least Likely to Become U.S. Citizens: Among Mexicans, desire is high, but about half cite language, cost barriers," Pew Research Center, June 29, 2017, pp. 13-14.
 - (8) González-Barrera, p. 14.
 - (9) DeSipio et al, p. 143.
 - (10) González-Barrera, p. 14.
 - (11) González-Barrera, p. 11.
 - (12) González-Barrera, p. 11.
 - (13) González-Barrera, p. 11.
 - (14) Wernick, pp.3-4; DeSipio et al, p. 163.
 - (15) Wernick, p. 4.
 - (16) DeSipio et al, p. 163.
 - (17) DeSipio et al, p. 163; 当然のことながら、合衆国市民と非正規移民 (undocumented immigrants あるいは unauthorized immigrants) との権利・特権の差は、さらに大きい。しかし、米国では非合法移民であっても、憲法上の基本的権利や法の適正手続きの保証のほか緊急時の医療など、重要な権利の付与は認められている。また、連邦裁判所の決定により、子どもの非合法移民には幼稚園から高校終了までの教育を受ける資格がある。さらに、一部の州では、高校を卒業した非合法移民に、同一州内の州立大学に通うための州内出身者用の学費が支給される (DeSipio et al, p. 162)。
 - (18) DeSipio et al, p. 163.
 - (19) Michael Jones-Correa, "Under Two Flags: Dual Nationality in Latin America and Its Consequences for Naturalization in the United States," in David A. Martín and Kay Hailbronner (eds.), *Rights and Duties of Dual Nationals*, The Hague, London, New York: Kluwer Law International, 2003, pp. 24-25; Cristina Escobar, "Dual Citizenship and Political Participation: Migrants in the Interplay of United States and Colombian Politics," in Suzanne Oboler (ed.), *Latinos and Citizenship: The Dilemma of Belonging*, Palgrave Macmillan: NY, 2006, pp. 137-138.
 - (20) Jacob Sapochnick, "Immigration Naturalization Rates Climb, but not for Political Reasons," Visa Lawyer Blog., Sapochnick Law Firm, U.S. Immigration Law, May 16, 2016; Louis DeSipio, "From Naturalized Citizen to Voter: The Context of Naturalization and Electoral Participation in Latino Communities," in David L. Leal et al (eds.), p. 163.
 - (21) DeSipio et al, p. 163.
 - (22) Escobar, pp. 137-138 ; IIRIRAおよび「反テロリズム・効果的死刑法」(the Anti-terrorism-

- ism and Effective Death Penalty Act, AEDPA) に関して詳しくは、中川正紀「内戦終了後のエルサルバドルからの対米移民の継続的流入とその原因：暴力から逃れて来る移民たち」『フェリス女学院大学文学部紀要』第53号、p. 140、を参照。
- (23) 詳しい議論については、中川正紀「アメリカ合衆国におけるヒスパニック系住民—メキシカンをめぐる最近の米国社会情勢：カリフォルニア州を中心として—」フェリス女学院大学国際交流学部編『異文化の交流と共生—グローバル化の可能性—』翰林書房、2004年12月、を参照。
- (24) 前嶋和弘「移民とラテン系アメリカ人をめぐる世論（特集2 国際文化学とは何か—国境を超える文化の創造）」『人文社会科学研究所年報』第3号、敬和学園大学、2005年、p. 120。
- (25) DeSipio et al, pp. 83-84.
- (26) DeSipio et al, p. 164.
- (27) DeSipio et al, pp. 164-165.
- (28) Wernick, p. 88.
- (29) このシステムについて詳しくは、中川智彦「在米エルサルバドル国民の政治意識に関する現地調査の進捗状況と今後の見通し：在外国民の本国政治への参加に向けた選挙制度改革の現状と課題」『社会科学』第45巻、第1・2号、同志社大学人文科学研究所、2015年、p. 9、を参照。
- (30) Emily DeRuy; Wernick., 88.
- (31) Wernick, p. 88.
- ※ 本稿は、科学研究費（基盤研究B、研究課題番号：16KT0096）「ラテンアメリカの国際労働移動におけるジェンダー・エスニシティによる国際分業の変容」（研究代表者：同志社大学教授・松久玲子、研究分担者：中川正紀ほか4名）による研究の成果である。

付録

1. インタビュー対象女性10名のプロフィール一覧（本文に必要なデータだけに限定した）

仮名	調査時の年齢	生年	入国年	入国時の年齢	入国許可書の有無	調査時の法的身分	永住権取得年	米国市民権取得年
Alejandra	57 (58)	1959	1984	24～25	観光ビザ	市民	1987	1997
Ana	57	1960	1973	13	永住権	市民	1973	2000
Beatriz	58	1959	1980	21	非合法	市民	1987	1997
Cristina	34	1983	2002	19	非合法	市民	2009 or 2010	2012
Francisca	58	1959	1983	24	非合法	市民	1990	2007
Lorena	65	1952	1995	42～43	非合法	永住権	2002	2017年8月時点で取得予定
María	38	1978	2004	25	非合法	非合法	未定	未定
Pamela	43	1973	1992	17～18	永住権	市民	1992	2006
Raquel	71	1946	1986	39～40	非合法	市民	1994	2015
Susana	87	1929	1988	58～59	非合法	市民	2004	2014

2. インタビュー調査の概要

インタビュー調査は、2017年8月19日から30日にかけて米国カリフォルニア州ロサンゼルス市にて実施した。対象は16歳以上の本国生まれのエルサルバドル系移民に限定し、主に2017年2～3月に同市で行ったエルサルバドル系対象のアンケート調査の質問項目を指標にして聞き取りを行った。

主な実施場所はエルサルバドル系起業支援組織「コレドール・サルバドレニヨ (Corredor Salvadoreño)」のオフィスおよび地元のNGO組織「エル・レスカテ (El Rescate)」のオフィスで、前者では組織代表者が急きょ、手配してくれた22名、後者ではオフィスの訪問客にその場で事情を話して承諾してくれた9名を対象とした。使用言語はスペイン語であったため、智彦が主たるインタビュアーとなり、アンケート調査用紙の質問項目をたどりながら、特にこちらが重点的に知りたい事柄について時間を割き、聞き取りを行った。正紀は

インタビューをそばで聞いていて、とりわけ関心が強い女性移民の移動理由や移動の際の身近な親族たちの反応などについて聞き漏らしがあれば、追加して尋ねてもらおう形でインタビューを進めた。

音声記録はインタビュー対象者の合意のうえでボイスレコーダーを用いて行い、文字起こしとスペイン語からの翻訳はインタビュー主担当者の智彦が行った。本稿に出て来るインタビュー記録のほとんどと会話の翻訳は、智彦によるものである。

ご協力いただいた多くの方々に、心より感謝いたしたい。

3. インタビュー時に市民権取得の理由を問う際の参考にしたアンケート調査の質問および回答選択肢と本文中での略記との対照表

あなたがアメリカ合衆国の国籍を取得した理由は何ですか。複数回答可。

回答選択肢	本文中での略記
1. 米国政治に有権者として参加するため	選挙権
2. 米国政治への参政権を行使して、在米エルサルバドル系の非市民や在留資格のない移民の権利獲得や地位向上を求めて闘うため	移民の権利獲得や地位向上
3. 本国にいる家族・親族を呼び寄せるため／呼び寄せられるから	呼び寄せ
4. 米国に永住する気になったから	米国にとどまりたい
5. エルサルバドル国籍を捨てる気になったから	(該当する回答なし)
6. 十分な報酬が得られる安定した職に就けるから	安定した職
7. エルサルバドルと米国との間の行き来がより頻繁に容易くできるようになるから	移動の自由
8. 1994年の「住民提案第187号」に代表される「反移民」的な風潮が米国内で強まりつつあったので	「反移民」的風潮
9. 片親または両親がアメリカ合衆国の国籍を取得したので	(該当する回答なし)
10. アメリカ市民と結婚したので	市民と結婚
11. その他：()	(該当する回答なし)